

新	旧
<p data-bbox="360 245 913 277">店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</p> <p data-bbox="203 343 981 375">(店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 省略)</p> <p data-bbox="376 440 913 472">店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p data-bbox="203 537 730 569">(○為替変動リスク～○信用リスク 省略)</p> <p data-bbox="185 635 853 667">○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p data-bbox="203 684 748 716">((1) ～ (3) アストリーミング注文 省略)</p> <p data-bbox="241 732 443 764">イ 逆指値注文</p> <p data-bbox="271 780 1106 1385">本取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します(約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります)。また、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。従って、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。</p>	<p data-bbox="1301 245 1854 277">店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</p> <p data-bbox="1144 343 1921 375">(店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 省略)</p> <p data-bbox="1317 440 1854 472">店頭外国為替証拠金取引のリスクについて</p> <p data-bbox="1144 537 1671 569">(○為替変動リスク～○信用リスク 省略)</p> <p data-bbox="1126 635 1794 667">○当社 FX 取引システムの利用に係るリスクについて</p> <p data-bbox="1144 684 1688 716">((1) ～ (3) アストリーミング注文 省略)</p> <p data-bbox="1182 732 1384 764">イ 逆指値注文</p> <p data-bbox="1211 780 2047 1385">本取引サービスにおいて、逆指値注文は損失の拡大を防ぐための注文方法として利用されることが多い注文方法ですが、買い注文の場合はレートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合はレートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、原則としてその時の最新レートで約定します(約定処理に時間を要する場合、当該レートで約定しない場合があります)。また、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。従って、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。</p>

また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

なお、同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの逆指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず 100lot となります。

ウ 指値注文

本取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、指値注文が出ている状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として注文価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。また、指値注文は、相場状況または取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。

なお、同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず 100lot となります。

また、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することがあり、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。この際、実際の約定レートがお客様の注文レートと大きく乖離した水準となり、取引の損失が注文時に想定したものよりも大幅に拡大したり、預託証拠金を上回る損失が発生したりすることがあります。

(新設)

ウ 指値注文

本取引サービスにおいて、指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、指値注文が出ている状態で営業日をまたぎ、前営業日のクローズレートと翌営業日のオープンレートで乖離がある場合等においても、原則として注文価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のないレートで約定することがあります（週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指値注文の価格に達していた場合のみ、当該初めて配信する取引レートで約定します）。また、指値注文は、相場状況または取引方法並びに取引数量等によって、指定の価格に達しても約定しない場合があります。

(新設)

<p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>口座開設について</p> <p>(1. ～ 1 2. 【成行注文】まで省略)</p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当注文は、お客様が注文時に約定価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信する価格に対して、お客様にとって有利な価格を注文価格として指定することができます。 ・ 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。従って、配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利な価格の場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 ・ 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 ・ <u>同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず100lotとなります。</u> <p>【逆指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当注文は、お客様が注文時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信する価格に対して、お客様 	<p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>口座開設について</p> <p>(1. ～ 1 2. 【成行注文】まで省略)</p> <p>【指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当注文は、お客様が注文時に約定価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信する価格に対して、お客様にとって有利な価格を注文価格として指定することができます。 ・ 当注文は、お客様が指定した価格に対して、お客様に配信する価格が同一となるか、若しくはお客様が指定した価格を超えたときに、お客様が指定した価格で約定します。従って、配信価格の履歴にない価格で約定することがあります。ただし、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の指定した価格よりお客様にとって有利な価格の場合には、お客様が指定した価格ではなく、当該週明けに当社が初めて配信する価格で約定します。 ・ 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 <p>【新設】</p> <p>【逆指値注文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当注文は、お客様が注文時に注文の執行を行う価格を指定して行う注文方法で、発注時にお客様に配信する価格に対して、お客様
---	---

<p>にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文が売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下のビッド価格、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上のアスク価格が配信されたとき、原則として、当該配信された価格をもって約定します。ただし、約定処理に時間を要する場合等には、当該配信された価格以外の価格で約定することがあります。なお、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 <u>同一方向（売買の別）で同一通貨ペアの逆指値注文において、同一価格での注文上限は、新規、決済の別を問わず100lotとなります。</u> <p>(以下、省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて (省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 (省略)</p>	<p>にとって不利な価格を注文価格として指定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当注文が売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下のビッド価格、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上のアスク価格が配信されたとき、原則として、当該配信された価格をもって約定します。ただし、約定処理に時間を要する場合等には、当該配信された価格以外の価格で約定することがあります。なお、週明けに当社が初めて配信する価格が、お客様の逆指値注文の執行の条件を満たしている場合は、原則として、当該初めて配信する取引レートで約定します。 当注文は、他の指値注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 <p><u>(新設)</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の手続きについて (省略)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 (省略)</p>
--	---

<p>店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 (省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】</p> <p>商 号 :株式会社 DMM.com 証券 <u>(英文名 : DMM.com Securities Co.,Ltd.)</u> <u>関東財務局長 (金商) 第 1629 号</u></p> <p><u>代表取締役 : 谷川 龍二</u></p> <p>本店所在地 : 〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-11 日本橋セントラルスクエア 2 階</p> <p>電 話 番 号 : 0120-961-522</p> <p><u>設 立 : 平成 18 年 12 月 6 日</u></p> <p><u>(移動)</u></p> <p>加入する協会 : 日本証券業協会 (協会員番号 1105) <u>一般社団法人金融先物取引業協会 (協会員番号 1145)</u> 日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会</p> <p><u>資 本 金 : 98 億円</u></p> <p><u>主 な 事 業 : 国内外の上場有価証券の取次ぎ業務</u> <u>店頭デリバティブ取引業務 (FX・CFD)</u> <u>店頭商品デリバティブ取引業務</u></p>	<p>店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 (省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について</p> <p>【金融商品取引業者の概要】</p> <p><u>金融商品取引業者の概要は次のとおりです。</u></p> <p>商 号 :株式会社 DMM.com 証券</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>本店所在地 : 〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-16-11 日本橋セントラルスクエア 2 階</p> <p>電 話 番 号 : 0120-961-522</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>沿 革 : 「当社の概要について」に記載</u></p> <p>加入する協会 : 日本証券業協会 (協会員番号 1105) 金融先物取引業協会 (協会員番号 1145) 日本投資者保護基金 日本商品先物取引協会</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

<p>連絡先：カスタマーサポート <u>フリーダイヤル：0120-961-522</u> <u>土日を除く24時間受付 月曜午前7時～土曜午前5時50分 (夏時間)</u> <u>月曜午前7時～土曜午前6時50分 (冬時間)</u> ファックス：03-3517-3281 E-mail：support-dmm@sec.dmm.com</p>	<p>(新設)</p>																								
<p>沿革</p>	<p>(新設)</p>																								
<table border="1"> <tr> <td>平成18年12月</td> <td>会社設立</td> </tr> <tr> <td>平成19年8月</td> <td>証券業登録 (関東財務局長 (証) 第300号)</td> </tr> <tr> <td>平成19年8月</td> <td>金融先物取引業登録 (関東財務局長 (金先) 第181号)</td> </tr> <tr> <td>平成19年9月</td> <td>金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業 (関東財務局長 (金商) 1629号)</td> </tr> <tr> <td>平成19年10月</td> <td>FX スポット取引サービス取扱開始</td> </tr> <tr> <td>平成19年11月</td> <td>FX オプション取引サービス取扱開始</td> </tr> <tr> <td>平成20年6月</td> <td>CFD 取引サービス取扱開始</td> </tr> <tr> <td>平成21年7月</td> <td>DMM FX 取引サービス取扱開始</td> </tr> <tr> <td>平成22年3月</td> <td>DMM CFD 取引サービス取扱開始</td> </tr> <tr> <td>平成23年1月</td> <td>商品先物取引業者の許可</td> </tr> <tr> <td>平成24年9月</td> <td>外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業) を吸収分割により承継</td> </tr> <tr> <td>平成24年10月</td> <td>外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引</td> </tr> </table>	平成18年12月	会社設立	平成19年8月	証券業登録 (関東財務局長 (証) 第300号)	平成19年8月	金融先物取引業登録 (関東財務局長 (金先) 第181号)	平成19年9月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業 (関東財務局長 (金商) 1629号)	平成19年10月	FX スポット取引サービス取扱開始	平成19年11月	FX オプション取引サービス取扱開始	平成20年6月	CFD 取引サービス取扱開始	平成21年7月	DMM FX 取引サービス取扱開始	平成22年3月	DMM CFD 取引サービス取扱開始	平成23年1月	商品先物取引業者の許可	平成24年9月	外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業) を吸収分割により承継	平成24年10月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引	
平成18年12月	会社設立																								
平成19年8月	証券業登録 (関東財務局長 (証) 第300号)																								
平成19年8月	金融先物取引業登録 (関東財務局長 (金先) 第181号)																								
平成19年9月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業 (関東財務局長 (金商) 1629号)																								
平成19年10月	FX スポット取引サービス取扱開始																								
平成19年11月	FX オプション取引サービス取扱開始																								
平成20年6月	CFD 取引サービス取扱開始																								
平成21年7月	DMM FX 取引サービス取扱開始																								
平成22年3月	DMM CFD 取引サービス取扱開始																								
平成23年1月	商品先物取引業者の許可																								
平成24年9月	外為ジャパン FX (外国為替証拠金取引事業) を吸収分割により承継																								
平成24年10月	外為ジャパン CFD(店頭商品デリバティブ取引																								

事業) を吸収分割により承継	
<p>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】</p> <p>【苦情受付窓口】</p> <p>コンプライアンス部</p> <p>電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00）</p> <p>ファックス：03-3517-3281</p> <p>E-mail：compliance@sec.dmm.com</p> <p>〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-11 日本橋セントラルスクエア 2階</p> <p>お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）</p> <p>URL：https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月21日 改訂</p>	<p>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】</p> <p>【苦情受付窓口】</p> <p>コンプライアンス部</p> <p>電話：03-3517-3285 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00）</p> <p>ファックス：03-3517-3281</p> <p>E-mail：compliance@sec.dmm.com</p> <p>〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-11 日本橋セントラルスクエア 2階</p> <p>お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）</p> <p>URL：https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル</p>

<p>反社会的勢力に対する基本方針 (省略)</p>	<p>反社会的勢力に対する基本方針 (省略)</p>
--------------------------------	--------------------------------